

つたことが判明し、再度配流された。

## 二 関東御家人の西遷と活動

### （一）宇都宮信房の入国

貴海島遠征 文治三年（一一八七）九月、宇都宮信房が九州に下向してきた。『吾妻鏡』に次の記事がある。

所の衆信房<sub>宇都宮所</sub>と御使として鎮西に下向す。これ、天野藤内遠景と相共に、貴海島を追討すべきの旨、嚴命を含むに依りてなり。件の島は、古来船帆を飛ばすの者無し。（中略）今度、予州<sub>（原義経）</sub>に同意の輩、隠れ居るかの由、御疑貽有るに依り、この儀あり、又、去年河辺平太通綱、件の島に到るの由、聞<sub>（きい）</sub>しめすの間、殊に思し企て給う所なりと云。

これを要約すると、義経に加担した河辺平太通綱が貴海島（奄美の喜界島カ）へ逃げているという情報があつたので、鎮西奉行人天野遠景とともに追討せよという嚴命を帶びて、信房が西下したというものである。この貴海島遠征計画は、この年十二月、天野遠景が郎従などを派遣して様子を探らせたところ、確かに河辺平太らがいることが分かつたので、鎮西の御家人に動員をかけたが応じないため、重ねて頼朝から軍勢催促の命令を出してほしいと陳情した。宇都宮信房は自ら渡海すると主張したが、天野遠景に反対され、思いとどまられた。信房は一族の精兵を派遣することにした。しかし、摂政九条兼実が、貴海島は遠島で、過

去にも遠征した例がないから止めよと頼朝に強く諫めたため、この計画は延期となつた。

ところが、宇都宮信房は鎮西から、書状と海路図を送つて、計画の詳細を言上したので、源頼朝も渡海を決行することに同意し、翌年、実行された。『吾妻鏡』文治四年（一一八八）五月十七日の条に次の記事がある。

遠景已下の御使ら、貴賀井島へ渡り、合戦を遂げ、かの所、すでに帰降するの由、言上する所なり  
しかるに宇都宮所衆信房は殊に勲功を施すと云々、ここに信房の近江国の領所は、去るころ、非違別当家領に付せられおわんぬ。この大功につき、返し給うべきかの由言上す。  
（原文は漢文）

すなわち、貴賀井島遠征は成功し、宇都宮信房の功勞が際立つたので、近江国の所領を返すよう朝廷へ言上したというのである。この近江国の所領について、『吾妻鏡』文治二年（一一八六）二月二十九日の条に次の記事があり、関連がありそうである。

所衆中原信房は造酒正宗房の孫子たり、殊に優賞せられ、今日、近江国善積庄を賜わる。これ円勝寺領たりといえども、信房所望せらるる上は、宗房の旧勞に酬いられんがため、此の如し云々  
すなわち、信房は、祖父宗房の頼朝に対する旧勞に酬いる意味も込めて、近江国善積庄を与えられた。しかし、天皇の寵臣である検非違使別当藤原頼実（のち太政大臣）によって取り戻されていたので、再度、頼朝から朝廷へ信房への返付を進言したのである。宗房の旧勞とは何か、善積庄が信房へ返還されたかどうかは不明である。

田川郡伊方庄 地頭中原信房 ている。『佐田文書』の「源頼朝下文」を掲げると、宇都宮信房は、後に田川郡伊方庄地頭職を得ている。のことと貴海島遠征が関連を持つ

袖判（源頼朝）

下す 豊前国伊方庄住人

地頭職に補任の事

前所衆中原信房

右は前地頭直種、貴賀井島に渡らず、また、奥州を追討するの時、参会

せず、この両度の過怠に依り、この職を停止すべきなり。よつて信房をもつて補任する所なり、限り  
ある課役においては先例に任せてその勤めを致すべきの状、件の如し、以て下す

建久三年二月二十八日

（原文は漢文）

というもので、「種」の字を使用する大宰府官大藏氏一族と思われる伊方庄地頭直種が、御家人であるの  
に貴海島遠征と奥羽遠征に参陣しなかつたことを理由に地頭職を没収され、宇都宮信房へ与えられたことを  
住人に知らせている。このころ、信房は日向国に若干の地頭職を得ていたことが、『建久図田帳』で確認さ  
れる。河辺平太通綱追討に関連する所領であろう。

この下文の「前所衆中原信房」について検討しよう。

「所衆」とは、藏人所に属する役人たちの略称で、六位の侍で、しかるべき者が選ばれたという。藏人所  
は天皇の調度、書類を保管する役から機密に与るようになり、所衆は使節を務め、密偵のような仕事もし  
たらしい。信房が中原氏を称するのは、信房の父宗綱が明法家の中原広致の婿となつてからであろうと  
『築上郡史』は推測している。



源頼朝の花押

都の中下級貴族であつた大江広元や藤原親能は、鎌倉に下つて、頼朝の知恵袋として活躍するが、兩人とも中原氏を称し、後には大江姓・藤原姓に復していることとともに興味をそそられる。

宇都宮氏が、中下級貴族である明法家の中原氏の婿となつた背景には地方国衙の在庁官人の中で、法律に明るい家という地位が重要となつてきていたのであろう（『大系日本の歴史』<sup>4</sup>）。中原氏にとつても、地方豪族と姻戚になることによつて、経済的な不安定さを克服することができたのである。

なお、信房の孫信景は壱岐中内左衛門尉といわれ、一族といわれる山田政盛も、中内左衛門尉と呼ばれてゐる。天野藤内遠景が、伊豆国天野の藤原氏で内舎人（天皇の護衛役）という官職にある遠景という人物と、いう意味のごとく、壱岐守（宇都宮景房）の子で中原氏の内舎人兼左衛門府の三等官であることを略称したものである。山田氏にも中原姓を名乗る者がいたことが分かる。

『太宰管内志』所収の「紀井宇都宮系図」（築城郡、紀井家の条）には、信房について「従五位下、法名道蟲、建久六年五月、為豊前ノ守護職云々」とあり、江戸時代から、これが信じられてきた。しかし、昭和に入つて、「末久文書」（新吉富村成恒）など、古文書の発見によつて、信房の豊前守護説に疑義が投ぜられ現在では完全に否定されている。

宇都宮信房の九州での活動を知ることのできる確かな史料は非常に少ない。豊前関係では、承元三年（一〇九）の『到津文書』の案文（写し）が唯一のものである。次にそれを示し、内容を検討しよう。

一、信房申す、前大宮司公定宿祢、扶持人らを豊前国上毛郡尻高浦へ差遣し、右馬允秀忠を夜討ち殺害せしむるの由の事

宇佐宮は余社に異なる宗廟也、大宮司と号すは、尊神に替り奉る重職也、前官・当官は同じ事たるか、しかるに大宮司の扶持人ら悪行を致さば、その仁の名字に対して訴え申すべきの処、惣官の名字を引き載せ訴え申さるの条、正儀に非ざるか、差遣す所見、何事や、大犯を惣官に申付くるの条、還つて罪科にせらるるか、かくのごとき次第は、右大将家の御時、殊にその沙汰しおわんぬ。もつとも存知せらるべきの由、（武藤小六郎）資頼に仰せ下さる所也。（中略）

承元三年十二月六日

相模守義時 御判

宇佐大宮司殿

（公房）

この意味は、宇佐宮の前大宮司公定（きんさだ）が家来らを上毛郡尻高浦（現新吉富村、浦は国衙領の一種）へ送り、夜討ちして藤原右馬允秀忠を殺害したと、宇都宮信房が訴えた。執權北条義時の裁定は、殺人については、下手人である公定の家来の名を書き上げて訴えるべきで、惣官である大宮司の名をあげて訴えるのは正しくない。このことを豊前国守護人武藤資頼に下達したというものである。

**尻高浦進出など** 宇佐大宮司と藤原秀忠の対立に宇都宮信房が介入し、信房が宇佐宮大宮司を訴えている

ということは、信房がこのころ既に上毛郡尻高浦へ進出しており、宇佐宮領を蚕食しつつあったことを物語る。

この史料には、あと二か条ある。すなわち、宇佐宮の神官・社僧の中には、鎌倉殿によつて本領を安堵され、進んで武役を勤め、大宮司の命令を用いない者がいる。今後は彼らの武役を止め、神事を専ら勤めさせよ。宇佐宮領内での犯罪については、守護使の介入を停止させる。殊に内封四か郷（宇佐郡封戸・向野・高家・

辛島)は「神居の境内」であるから、一円不輸の御封<sup>みゆう</sup>である。武士の出入りを禁止し、神領内の犯罪は、軽重を糾明して宮検断にゆだね、謀叛・殺害人については、宇佐宮側が捕らえて守護所へ引き渡し、そのほかは大宮司の計らいであると武藤資頼に仰せ含めているとある。鎌倉幕府の宇佐宮に対する配慮の厚さが分かる。

あと一つの信房が関係している史料は、嘉禄三年(一二三七)の『宗像神社文書』で「正文は大和史太郎右衛門尉信定申し請う」と裏書がある。後出する西郷信定が信房関係の史料を求めていたらしい。

承久三年(一二三二)、筑前宗像社領の高向無留木・宮田の二か所地頭職を、承久の乱の恩賞として信房が得た。ところが嘉禄三年、この地と西嶋弥二郎の所領とを交換してほしいと申し出している。北条泰時は、こちらのほうがかなり狭いので、不思議な申し出であると述べている。何ゆえ、交換を希望したのか不明である。

**泉涌寺創建と  
高僧俊<sup>しゅん</sup>芻<sup>じょう</sup>の伝記である『泉涌寺不可棄法師伝』に建保五年(一二二七)八月、従五位下  
出家・受戒**

大和守中原信房の招請にこたえて、弟子六七人を連れて、俊芻が豊前国に下向し、信房の出家受戒に立ち会い、夫婦の逆修善根を執り行い、一七日間滞在して帰洛<sup>きらく</sup>したとある。

俊芻は肥後国味木庄に生まれ、太宰府觀世音寺で受戒した。のち建久十年(一一九九)、宋に留学し、如庵了宏について戒律を学び、一三年間、南京・北京で学び、研さんを積んで帰国した。

宇都宮信房は出家して道賢と号し、翌年上洛して、荒廃していた仙遊寺を修築して、泉涌寺と改称し、寺領として一七町歩を寄進し、俊芻を住まわせた。仙遊寺の地はもと法輪寺という空海が創建した寺の跡だと

いう。

俊芻は顕密戒律の諸道に精通した高僧という評判を得て、皇室や幕府の人々から崇敬された。順徳天皇や後鳥羽上皇も、彼から菩薩戒を授けられ、執権北条泰時や北条政子も彼を鎌倉に招いて戒法を授けられた。

その後、泉涌寺は台・密・禪・淨四宗兼学の道場として栄え、四条天皇（在位貞永元年＝一二三三—仁治三年＝一二四二）以降、歴代天皇の墓所として、皇室の厚い保護を受けて今日に至っている。

宇都宮信房は文暦元年（一二三四）八月一日、九十九歳（または八十八歳）で没し、上毛郡如法寺（現豊前市）に葬られたと言い伝えられている。

このころ（承元元年＝一二〇七）、豊前国分寺の住僧高仁が、山中で、康平（一〇五八—六五）のころの寛賢の埋めた玉を発見したことに対し、高仁に種々の祝物と水田三町歩を与えたと『三僧記類聚』（『福岡県史資料』八）に出ている。

## （二）三前一島の守護少弐資頼

**武藤（少弐）氏** 宇都宮信房が活躍した時期にはほぼ一致して、九州で活躍した東国武士に武藤小次郎資頼の入国までがいる。鎮西奉行人天野民部丞遠景が建久六年（一九五）ごろ解任され、武藤資頼と中原親能（ちかよし）が派遣された。中原親能は一年足らずで京都守護に転じているから、九州で活動した期間は極めて短い。一方、武藤資頼は大宰府にとどまり、宰府守護所として三前一島ににらみを利かせ、安貞二年（一二一八）八月二十五日、六十九歳で没するまで三〇年の長期にわたって活動した。

武藤資頼は、没する何年か前に、宇佐大宮司公通や原田種直が任じられた先例がある「大宰少弐」の官職を得て、その子孫もこの官職に就いたから、いつのころからか、武藤氏を少弐氏と呼ぶようになった。

武藤資頼が、源頼朝に仕えることになったのは比較的遅い。『吾妻鏡』（文治五年＝一一八九＝正月十九日の条）に、源頼朝が正一位に昇進し、大臣大饗の儀式というものを模擬したとき、若君頼家につける平胡籠・丸緒の付け方が分からぬといふことがあり、三浦義澄が預かっていた囚人武藤小次郎資頼がその故実に通じていて、三浦義澄が申し出たので、源頼朝は彼の罪を許し、その知識を用いることにしたと述べている。

『筑紫氏系図』には、平知盛に仕え、兄の武藏藤原監物太郎に従つて一の谷の戦場にあつたとき、梶原平三景時の婿であることを頼んで降人となり、身柄を三浦義澄に預けられていたとある。

以来、資頼は源頼朝の信任を得て、側近に侍り、建久元年（一一九〇）十一月の頼朝上洛、石清水など参詣には「調度掛り」を務めている。翌建久二年には、公事奉行人平民部承盛時とともに、伊勢・志摩両国に派遣され、平家没官領で地頭のいない所々を巡検している。

『筑紫氏系図』では、文治五年の奥州討伐の時、兩城戸太郎国衡を討ち取った勲功の賞として、建久年間に、岩門少卿（原田）種直の跡三七〇〇町歩を賜つたと記している。参考になる記述である。

大宰府在庁官人武藤氏て、裁判権がなく、ほぼ大犯三箇条に限られていた。

もつとも、幕府はしばしば「鎮西の守護成敗の事においては、右大将家の御時より、別儀をもつて定め置かるるの間、代々の御下文を帯し、沙汰を致す所なり。余国の守護の沙汰に准じ申すべからざる事なり」

（『吾妻鏡』寛元二年＝一二四四＝八月二十四日条）と述べて、鎮西の守護には、権限に幅を持たせていた。大犯三箇条とは、謀叛人・殺害人といった重罪人の追捕<sup>おひゆ</sup>と、京都大番役を国内御家人に割り当て、引率上洛する任務であった。ただし、先述したように、宇佐郡のいわゆる内封四か郷は守護不入の地として、謀叛・殺害人の追捕のための入部さえ許されないような地域もあつた。

武藤資頼は非御家の訴訟問題については、「宰府執行 藤原朝臣」と加署して、大宰府在庁官人の最高責任者としての地位を占めた。

また、御家人に対して、「末久文書」に見られるように、「宰府守護所」として、訴訟当事者を大宰府へ召喚して、調書を作成し、これを六波羅探題や鎌倉へ送り、上からの通達を取り次いだり、京都や鎌倉への召喚の催促や、判決の執行に当たつた。

『太宰管内志』の「草場村に筑紫守護人屋敷と云ふ物あり、又は勅使屋敷とも云ふなりと云へりき。守護人と云ふは宇都宮大和守信房を云ふか」とある「筑紫守護人屋敷」とは、「宰府守護人屋敷」の意味で、武藤少弐氏の代官所、すなわち豊前守護代の屋敷と解釈すべきではあるまいか。少弐資頼が豊前に出張することがあれば、この屋敷に滞在したことから、この伝承が残つたのであろう。

### （三）宇都宮氏一族の進出

#### 紀井一族の繁衍<sup>はんえん</sup>

武藤資頼が、平家方の代表的大宰府官人である原田種直の跡を襲つたといわれるよう、豊前国の代表的在庁官人である板井種遠の跡を継いだといわれる宇都宮信房の一族と称

する武士が豊前中部・東部にその存在を誇示してくる。

『紀井宇都宮系図』（『太宰管内志』築城郡・紀井の条）に見える山田・中間・成恒・西郷・如法寺・仲八屋・小山田・友枝・荒尾・赤隈氏のほかに、野仲・野依・内尾・高野・深水・秣・広津・佐田・中尾氏など、紀井一類と呼ばれた。

以上の諸氏のうち、豊前の代表的な武士を幾氏か述べてみよう。

〈野仲氏〉　『戸原野中系図』によると、宇都宮信房の弟重房が、下毛郡津民莊（耶馬溪町）の地頭として入部し、やがて野仲郷司職を買得するか、入り婿するかして、平野部の宇佐宮封郷に進出して成長を遂げ、大内氏時代は下毛郡代、大友氏時代は秋月氏と結んで戦国大名にのし上がつたが、豊臣秀吉に反抗して、城井氏と前後して滅亡した。

信頼できる史料で確認される野仲氏は、元久（一二〇四—〇六）・承元（一二〇七—一）・天福（一二三三—三四）のころ、宇佐郡佐野村へ、在庁兼盛と安心院氏との訴訟に使節を命ぜられた野仲郷司助道が御家人であるから、宇都宮氏らしい。当時の宇佐宮封郷の郷司職は、平安時代の徵税請負人的存在と異なり、宇佐宮寺の祭会に定められた雜仕女などの夫役を納めたり、田畠売買の立会人となるような、形式的なものとなつていた（工藤敬一『九州莊園の研究』）。

また仁治（一二四〇—四三）のころ、野仲郷司道俊が豊後国田染庄恒任名を宇佐吉基に売却している。道俊は下毛郡山国郷得永名井堀村を知行していたことが知られる（『野中文書』）。『鎮西宇都宮氏の歴史』を著した則松弘明氏は道俊が野仲郷司職を最初に手に入れた宇都宮氏であろうと推察しているが、助道までさか

のぼりうるのではあるまい。

蒙古襲来に際して絵詞えことばを残した竹崎季長の親類として「豊後国下毛郡野中村」の野中太郎長季がいる。従来、豊後は豊前、野中村は野仲郷の誤りとされてきたが、野仲郷司が単騎で合戦に参加するような脆弱ぜいじやくな武士であろうかという疑義が出されている。野中太郎長季は肥後の武士ではないかという説は説得力を持つ。

また、弘安九年（一二八六）の『蒙古合戦勲功地注文』（『比志島文書』）に、薩摩国鹿児島郡司職十分一を得た野仲左衛門三郎宗通法師むねよしがいる。

弘安二年、宇佐郡の中津尾寺領を刈田狼藉うりたのうせきしたと訴えられた野仲二郎入道正行は兵庫馬次郎兵衛資時と冠かぶ師野村・中津河岩木一町などをめぐって訴訟し、和与した。このころ、御家人野仲郷司道行の舍弟如静法師が野仲・大家両郷境の自見名田畠所從を濫妨らんぼうしたと宇佐宮から訴えられ、野中道性房円空は、数百騎を率いて野仲郷全徳・世永よなが两名を押領したと訴えられ、御許山座主職を改替された。鎌倉末期、野中次郎太郎道雄は下毛郡麻生郷藍原屋敷二か所を押領。知行していた自見名および今永田地を神領興行令によつて宇佐宮へ返還を要求され、抵抗した。

このように野仲氏の庶子は、積極的に野仲郷の宇佐宮神官の名田に関与して、宇佐宮と対立する勢力の中心に座り、しだいに野仲郷一円の領主化を進めた。延文元年（一二五六）、南朝方に降った野仲郷司跡一二〇町歩が長門国一の宮と二の宮へ一色直氏によつて寄進されている。

〈山田氏〉 『紀井宇都宮系図』では、宇都宮信房の弟政房が宇佐弥勒寺領山田庄八〇町歩の地頭となり、

成恒・中間・高野氏を分出したとなつてゐる。『末久文書』（新吉富村成恒）に登場する山田氏を系図にする  
と、次のようになる。



仁治元甲子冬十月廿一日、本宮

建立、同二年夏五月造營工終、

同十五日遷宮、願主藤原政吉并沙弥觀蓮、同長子左衛門少尉政範等也

と、沙弥觀蓮とともに、宗像本宮建立の願主となつてゐる。沙弥觀蓮は、山田左衛門尉と称し、舍兄成恒太郎入道西迎が田部太子らから買得した公領吉富名内の勤二郎・秋成・是末・多布成末などの名田を譲られたと主張して、正嘉二年（一二五八）のころ、上毛郡司俊忠と争つてゐる。

觀蓮の子と推定される政範は、吉富名内の秋成・底無二郎丸をめぐつて西郷太郎左衛門尉信定と争い、弘安三年（一二八〇）、壱岐太郎左衛門尉といわれた宇都宮通房の調停によつて和与した。

成恒太郎右衛門入道道円（政範の子政業カ）は、正安元年（一二九九）、徳政令をめぐる訴訟の使節を大和太郎左衛門入道（西郷信定カ）とともに命ぜられて、下毛郡へ赴いてゐる（『到津文書』）。そのころ、彼は異国警固石築地役を山田庄内の知行分と成恒名内分と一緒に勤めた証明書を残してゐる。

山田中内左衛門尉政盛は、嘉元三年（一二三〇五）ごろから史料によく登場する。彼は蒙古合戦の恩賞として、城井頼房らとともに肥前国神崎庄の一分地頭職を得ており、筑前国怡土庄友永方や下毛郡野仲郷への使節を命ぜられている。

山田美濃守政朝は、正平二十年（一二六五）ごろ、宇佐弥勒寺領大野井庄・畠原下崎庄・屋山保へ何回も別符安芸守種此とともに使節を務めている（『八幡善法寺文書』）。山田氏惣領であろうと思われる。

宇都宮友枝壱岐孫三郎政貞の代官子息政賢は、貞和六年（一二五〇）十一月、本領である山田庄安光名・友枝村一方地頭職を足利直冬に安堵されている（『野上文書』）。友枝氏が宇都宮一族であることを強調した唯一の史料である。『紀井宇都宮系図』では、宇都宮通房の弟壱岐弥太郎信範を友枝氏の祖としているが山田庄内に本領があり、「政」の一字を用いる山田氏の例から、友枝氏は山田氏の庶家であると考えられる。もつとも、同年十二月、友枝孫一郎宗高と一族一二人が、因幡国富木郷・日置郷地頭職を足利直冬から宛行われている（『余瀬文書』）。これより前の嘉暦三年（一二三二八）に友枝孫次郎宇佐宗世が、神官重頼の証文紛失に証判を加えている（『野中文書』）。宗世は宗高の親らしい。宇都宮友枝氏のほかに、以前から宇佐友枝氏がいたことがわかる。

大内氏時代の山田氏は、応仁の乱後は、歴代安芸守を称しており、大内氏の氏寺氷上山興隆寺の二月会大頭役を勤め、段錢奉行を務めている。

大内氏が滅ぶと、山田氏は毛利氏、秋月氏と結び、大友義鎮に敵対して滅ぼされ、亡命した安芸守隆朝は毛利氏の食客となつて豊前方面の調略に従事し、黒田氏の入封の際も、帰服せず攻め滅ぼされた。

〈西郷氏〉 西郷氏に触れた著述は少ない。『紀井宇都宮系図』では、宇都宮信房の弟業政を祖として政

家一有家一道有と統くとしているが、史料上であとづけることはできない。鎌倉時代に西郷氏を称した例を

近国に求めると、周防国で大内氏の代官に西郷次郎（松岡久人『大内義弘』）、肥前国の西郷三郎幸朝や西郷三郎兵衛入道、肥後国に菊池隆泰の弟隆政が西郷太郎と称した（『八幡愚童記』）。

豊前では、西郷太郎左衛門尉信定が、建治三年（一二七七）のころ、公田吉富名内の秋成・底無二郎丸名をめぐつて、山田左衛門尉政範と訴訟し、宇都宮通房の調停で和与した。信定の名は『宇都宮紀井系図』の如法寺氏に信房—信政—資信—信定と見える。また、『宗像文書』には、北条泰時から大和入道（宇都宮信房）あての書状を大和史太郎<sup>左</sup>右衛門尉信定が譲つてくれるよう強く望んだため渡したという。信定が大和氏を称したと考えられる。そうなると、正安元年（一二九九）八月、山田道円とともに、下毛郡へ使節を命ぜられた大和太郎左衛門入道觀<sup>右</sup>は信定ということになる（『到津文書』）。大和氏といえば、貞永元年（一二三二）閏九月十七日付の召文に大和太郎兵衛尉時景が、上毛・下毛両郡の相伝地頭職知行のうちの名主・下作人などが新儀を巧み、地頭に従わないと訴えたとある。時景は豊後守護大友能直の子で、一万田氏の祖とされるが大和壱岐前司景房の養子となつたという。しかし、景房の養子ならば壱岐氏を称するのが自然で、大和氏を称するのは信房の養子と考えるべきではなかろうか。

鎌倉時代の豊前国  
大和氏が西郷氏や如法寺氏と繋がるならば、正和二年（一二一三）のころ、上毛郡三毛門の田六反を宇佐宮へ返還させられた大和八郎信茂（『宮成文書』）、嘉暦元年（一二二六）のころ、上毛郡成恒名地頭職安堵に関与した大和右近将監（『相良家文書』）などが確認される。

西郷兵庫允顕景は、豊前守護少弐頼尚の被官となつて守護代を務め、大保原合戦（筑後川の戦い）（一三五九年）で、頼尚が大敗したとき、戦死した。

大内義隆の一字をいただいた西郷遠江守隆頼は毛利氏・秋月氏の調略を受けて大友義鎮に服従せず、何度も反旗を翻したが、秋月・高橋・長野氏の連合勢力に圧迫されて滅亡したらしい。

豊前以外の宇都宮一類と称する武士としては、筑前山鹿・花尾城に拠つた麻生氏、筑後柳河城に拠つた蒲池氏、伊予大洲城に拠つた宇都宮氏、因幡鹿野城に拠つた宇都宮氏があり、戦国時代の末まで栄えた。いずれも関東宇都宮氏の系譜であつて、豊前宇都宮氏とは直接結び付かない。

宇都宮紀井氏系図

